

ぐんま優良木材生産工場認証規程

（総括的事項）

第1 認証工場は、原則として次の各号に掲げる条件を満たさなければならない。

- （1）ぐんま優良木材製品品質規格基準に適合する製品を製造することができる機械設備及び施設を所有するか又は確実に利用できる共同利用施設を有していること。
- （2）品質管理を十分に行うことができる体制が整備されていること。
- （3）群馬県内において、木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定を受けていること。

（施設）

第2 認証工場は、原則として次の各号に掲げる施設を所有していなければならない。

（1）作業場

ア 広さ

原木・仕掛品・製品など運搬作業及び選別作業が、支障をきたさずにできる広さであること。

イ 明るさ

材料が乾燥基準・品質基準及び寸法基準に適合しているかどうかを調べる場合に、機械の操作、計器の読み取り、材面の欠点など容易に見ることができる明るさであること。

ウ 保管施設

製品の保管施設は、工場の製造規模に応じた広さであること。

（2）乾燥施設

新たに認証申請する工場は、乾燥施設を保有又は共同利用していること。

（製品生産量）

第3 新たに認証申請する工場は、素材消費量が1,000m³/年以上かつ、ぐんま優良木材の出荷について、過去に30m³以上の製品認証の実績があること。

（品質管理）

第4 認証工場は、製材品等の製造に1年以上従事した経験を有する品質管理責任者を1名以上設置していること。

- 2 認証工場は、品質管理基準による数値等の具体的な管理規程・標準作業工程を規定し、その品質管理基準に基づいた管理を記録していること。

（安全管理）

第5 認証工場は、労働安全衛生法及び同法施行規則を遵守するとともに、作業員の安全を確保するために必要な措置を講じていること。

（認証工場の区分）

第6 センターは、その工場の生産体制に合わせ、次のとおり認証工場を区分し認証するものとする。

（1）Ⅰ種認証工場

農林物質の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）の規定に基づき構造用製材又は人工乾燥構造用製材の品目について認定を受けた工場であること。

（2）Ⅱ種認定工場

人工乾燥施設を有する製材工場であること。

（3）Ⅲ種認証工場

I種及びII種以外の製材工場

- 2 前項のI種認証工場は、ぐんま優良木材品質認証実施要領第12に規定する定期検査について、JAS法に基づく工場調査をもって、これに変わることができるものとする。

(その他)

- 第7 認証工場は、群馬県内で生産される木材の利用に関して、積極的に取り組む熱意を有していること。

付 則

この規程は、平成10年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する